

時局日誌 (三十二)

Y H 生

三月十四日

昭和十五年度電話加入申込ノ制限ニ關スル件(逕信省令第七號)、作戰要務令改正(軍令陸第九號)公布

三月十五日

宗教團體登記令(勅令第九八號)、公衆禮拜用建物及敷地登記令(勅令第九九號)、教派宗派及教團ノ報告ニ關スル件(文部省令第十號)、ソーダ工業藥品配給統制規則(商工省令第一六號)公布

三月十六日

母船式漁業取締規則中改正(農林省令第一五號)公布

竹田宮大妃、故昌子内親王殿下の御喪儀は春淺き十六日、晉羽の社豊島岡御墓所に於て厳かに執り行はせられ給ふた。

潮汕地方において本春初頭以來十六日までに我が皇軍の收めた綜合戦果は左の通りである。確認した遺棄死體五千四百四十三推定死傷(地上部隊より受けたる死傷及び飛行機の爆撃による死傷)約八千、敵歸順投降者三百九十五、鹵獲品の主なるもの迫撃砲四、重機十、輕機三十、小銃八百二十五、銃劍三百五十八、拳銃五十一、各種銃砲彈三十六萬八千五百六十、槍二十三、土器具六百十二、

百十二、手榴彈三千通信機材、自動二輪車若干。

伊集院部隊實賀隊は十三日山東省高子孫に李光明の本據を急襲し敵は參謀長齊收以下百四十七名の死體を遺棄して潰走した。また市村部隊井口討伐隊は十四日山西省東北十二キロの地點に王有爲匪百五十を急襲しこれを潰走せしめた。敵の遺棄死體二十五、鹵獲小銃十二。

三月十七日

ヒトラ一獨總統とムソリニ伊首相は十八日午前ブレンネル獨伊國境において會見する豫定である旨ドイツ政府は十七日

夜DNB通信社を通じて發表した。この兩巨頭の會見は先般のリッペンントロップ獨外相のローマ訪問に際して兩國の間に話が纏まつたもので豫てから懸案なについてゐたものである旨が説明されてゐる。

會談の目的についてベルリン政界では例のウエルズ米特使派遣による米國の調停運動その他現下の諸情勢に關し獨伊兩國の共同歩調を協議するためであると一般に信じられてゐる。開戦後六ヶ月にして相見えるこの兩國巨頭會談の結果は現在の歐洲戦局に或る種の重大な轉換を齎らすことが豫想されドイツ政界は非常な緊張に包まれてゐる。

三月十八日

青年學校教育費國庫補助法施行規則(文部省令第一一號)、市町村制施行令第五十九條ノ二第二項第四號ノ規定ニ依リ市町村債及市町村債ノ償還方法ノ變更ヲ指定スル(内務大藏兩省第一號)公布

ヒトラー總統、ムソリニ首相間の歴史

的會談終了後イタリア政府は左の如きコミニニケを發表した。「ムソリニ首相はブレネルンにおいてヒトラー總統と會見二時間半に互り極めて親密なる會談をなした。右會談にはチアノ、リッペンントロップ兩外相も列席した。」

支那派遣軍總司令官は十八日わが占據地域内にある軍管理工場全部を擧げて支那那に返還する旨の聲明を發表した。其の全文次の如し。

「帝國は事變以來抗日政權の徹底的潰滅をはかる傍、道義に立脚せる東亞新秩序の建設に邁進し來れり、我が支那派遣軍亦この趣旨に則り抗日政權の覆滅並に之が繼戰意思の粉碎衰亡に關しては所有戦力を行使すると共に一面その戦禍を最小範圍に局限し、無辜の民の經濟生活の破壊中絶防止に就いては忍ぶからざるものをも忍び軍事行動の一部をも犠牲にしてこれが目的達成に努力せり、事變以來我軍の占據地域に

ありし鑛山、工場、事業場等支那の財産を軍管理としてその運営を繼續し來れる所以に之に存するものにして新政權或は逃避せる所有主に代り一時軍が之を保護管理したるに外ならざるなり、今や日本軍占據地域の治安逐次回復し臨時、維新兩政府の業績頓に擧がり強力なる實力を具備し得るに至りたるのみならず、更に新中央政府も樹立せられんとするの秋に當り軍は從來管理し來れる支那財産を速に關係政府に委譲し同政府より正當權利者に返還し或は敵産又は不在者財産はこれを政府の管理に移し益々その發展を圖り眞の日支提携互助連環の實を擧げんとす、正當なる鑛業經營者或は財産所有主は皆敏上軍の抱懐せる趣旨を諒得し政府の指導に従ひ速かにこれを繼承し日支提携共榮實現の基礎を造り以て東亞新秩序建設の使命に協力せんことを切望す。

右聲明す

昭和十五年三月十八日

支那派遣軍總司令官

三月十九日

飼料販賣取締規則中改正（農林省令第一七號）公布

三月二十日

軍用電氣通信法中改正（法律第一號）、宗

教團體登記取扱手續（司法省令第八號）、

外國電報規則中改正（寫真電報）（逓信省

令第八號）公布

世界の視聽をあびて開かれた中央政治會議は廿日午前十一時より南京城内に設けられた歴史的會議場に於て華々しく開幕された。即ち中央政治會議第一日は緊張裡に討議が進められたが、中央政治會議組織條例第三條の「第一項」日支新關係調整方針並に中央政府樹立大綱を主席に一任するの件、「第二項」中央政府成立に關するの件（甲）中央政府の名稱（中華民國國民政府）、府首都（京南）及び國

旗（青天白日滿地紅旗）（乙）中央政府成立の時期（三月三十日）をそれ／＼順調に議決し、二十日汪精衛氏が右要項を發表すると同時に「和平運動は統一した歩調をもつて心を一にして努力して行くことが出来、救國救民、もつて東亞安寧秩序の維持に邁進せねばならぬ」と語つて

發足した譯である。大會第二日は政府成立の要素たる中央政府の構成（政治會議組織條例第二項の丙）臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後問題（同丁）中央政府の政綱（組織條例第三條第三項）の諸項目を上程して慎重なる討議が遂げられるものと見られるが、第一日の會議進捗振りから見ても何等の波瀾なく極めて順調に議事の進捗を見ることは確實であらう。

三月二十一日

中央政治會議第二日の廿一日決議された政府組織系統表は同日午後六時林柏生

氏から發表されたが、從來の國民政府の組織と異なるところは國民黨の一黨專制を廢した點に重大意義があり五院はそのまゝであるが、行政院の各部を從來の九部制を十四部制と變改し、經濟部を商工、農礦に、鐵道部を鐵道、交通に分け、更に宣傳、社會の二部を新設し戰禍の回復、民衆の福利のため經濟建設に全力を集中し得る體制を整へ、別に行政院に四委員會を設置し、また五院と同列に軍事委員會を置き蔣介石が殘した戰時體制を平時體制に還元した。

三月二十二日

米穀の應急措置ニ關スル件（昭和十二年法第九〇號）中改正（法律第三號）、委託又ハ郵便ニ依ル戶籍届分ニ關スル件（法律第四號）、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加ノ件（三八、〇九二、〇五一圓）、昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加ノ件公布

二十二日中央政治會議最終日たる第三

日は前日同様汪主席を始め全委員兩オウザーパー出席の下に午前十時開會直ちに本日の議題たる

- 一、對重慶政權方策及びその善後問題
- 一、國民大會招集及び憲政の實施に關する件

一、華北政務委員會の組織條例の諸件を始めそれ〴〵綿密に討議して滿場異議なく可決確定。次で最も重要視される國民政府の人的構成を決する五院々長及び行政院十四部長の人事を始め軍事委員會その他の人事について討議に移つたが、これも異議なく意見の一致をみた。而してこの人事の任命の形式についても議決され茲に改組國民黨の堂々たる陣容は極めて順調に確定した。次いで周佛海氏は中央政治會議秘書長の資格について三日間に互る議決事項確認の宣言を行ひ、最後に陳公博氏起つて閉會の辭を述べて正午前閉會した。かくて前後三日間綿密慎重なる討議を重ね世界の歴史を

轉換する發動力となつた中央政治會議は多數の重要議案を滞りなく議決し終り、改組國民政府還都は春麗かに春風江南に滿つる明期のうちに鞏固なる基礎を確立し、和平實現、憲政實施、東亞新秩序建設に力強い第一歩を踏出したのである。

三月二十四日

詔書

朕三月二十六日迄二日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス
御名御璽

昭和十五年三月二十四日

各大臣名

三月二十五日

機械技術者檢定期則(厚生省令第八號)、
機械技術者檢定施行要綱(厚生省告示第五八號)公布

三月二十六日

政府出資特別會計法(法律第一〇號)、陸軍航空工廠資金特別會計法(法律第一一號)、職員健康保險特別會計法(法律第一

二號)、船員保險特別會計法(法律第一三號)、船員保險事業の經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔ニ關スル法律(法律第一四號)、軌道法施行規則中改正(内務鐵道兩省令第一號)、軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件(内務鐵道兩省令第二號)、輸出絹織物取締法施行規則中改正(商工省令第一八號)、國有鐵道共濟組合規則中改正(鐵道省令第三號)、陸上交通事業調整法施行規則中改正(鐵道内務兩省令第一號)公布

三月二十七日

此日帝國議會閉院式舉行左の勅語を賜はる

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ
朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命ジ併セテ卿等克ク朕ガ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

昭和十五年度歳入歳出總豫算並昭和十五年度各特別會計、歳入歳出豫算、臨時陸軍材料資金豫算追加、昭和十五年度歳入

歳出總豫算追加、昭和十五年度各特別會計歳入歳出總豫算追加公布

畏き邊では陸軍の戦歿將兵、軍屬七千五十八名に對して恩賞の御沙汰あらせられ支那事變第二十一回（陸軍第十八回）

論功行賞として二十七日賞勳局並に陸軍から發表された。何れも北支、中支をはじめ南支、滿洲等の各戦線に功績を樹てて昭和十二年八月一日から同十四年十二月二十五日までの間に護國の華と散つた勇士達でそのうち戦死、戦傷死者は故田路朝一中將以下五千三百八十六名、戦病死者は戦病死者は故沼田德重中將以下一千六百七十二名である。金鷄勳章を賜はる者は五千四百四十六名、そのうち殊勳甲として武門最高の榮譽を擔ふ勇將烈兵は戦病死の故沼田德重中將、故和田孝次少將等も含めて百六名で、また一般行賞中には朝鮮人の通譯、従軍看護婦その他軍屬八十一名が異彩を放つてゐる。なほ行賞人員は陸、海軍を併せてこれで八

萬六千八百餘名に達したが、功二級を賜はつたのは今事變では故沼田德重中將が最初である。

米内内閣總理大臣は帝國議會閉會後左の如き所感を述べられた。

第七十五回帝國議會は會期二日延長せられ、本日をして終了することゝなつた。今回の議會は支那新中央政府の樹立により支那事變處理に一進展を劃さんとする極めて重大なる時期に際して開會せられたものであるが、支那事變の根本義が議會に於ける眞摯なる言論によつて愈明瞭となり、一僉國民一體となつての信念と決意とが力強く反映せられた事は欣快に堪へない。政府は事變處理を中心とし、軍備の充實、國民精神の昂揚、經濟力の擴充、戦時國民生活の確保を圖り以て國防力を強化して東亞再建の大事業の完遂を期する爲、必要なる豫算案と税制改革に関する諸法律案其の他數多の重要法案を

提出したのであるが、終始熱心なる論議が重ねられた結果、豫算案を始め之等重要法案が兩院を通過した事は時局に顧み誠に慶賀に堪へない。政府は今回の議會に於て協賛を得た豫算案、法律案の實施に當り、積極的なる構想工夫により有效適切なる運用を計るは勿論、此の際各方面に互り戦時態勢を強化して事變處理の目的貫徹に萬全を期し、以て全國民の要望に應へたいと思ふ。今や事變の進展に伴ひ我が國の責務は愈重且大である。私は確乎不拔の國論を基調とし、國民の熱誠なる協力の下に既定不動の方針に基き全力を竭して東亞新秩序の建設に邁進する覺悟である。

大本營陸軍部では南寧東北賓陽附近における大包圍殲滅戰を始め北中南支各地における二月中の赫々たる支那事變綜合戰果につき二十七日午後左の如く發表した。

北支 中支 南支 累計

三月二十八日

交戦せる敵艦 三、八〇〇 二、五、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 六、五〇〇、〇〇〇
 兵力 敵遺棄 一九、三〇〇 九、二、五〇〇 三、六、〇〇〇 六、五、一、五〇〇
 死體の捕虜 二、〇、九〇〇 一、一〇〇 一、七、七〇〇 五、〇、〇〇〇
 鹵獲品(主なるもの)

野山砲 一 四 一七 三
 洋砲 四〇 四〇 四〇 四〇
 平射砲 一 三 四 四
 連射砲機 一 二 二 二
 迫撃砲 一六 一四 一四 一六
 重機關銃 三 一六 一六 一六
 輕機關銃 六三 六三 六三 六三
 小銃 五、九四〇 一、八三六 七、六四〇 一五、四一〇
 擲彈筒 二 二 二 二
 拳銃 四六六 八一 五四七 五四七
 彈丸 三、六二一 五、六〇九 三三、〇〇〇 四四、七七一
 防毒面 三三 一〇 四三 四三
 戰車、裝甲車、自動車 六 六 六 六
 民船、汽艇 三三 三三 三三 三三
 其の他彈藥、器材、被服等多數あり
 我害損 戰死 七三〇

恩給法中改正(法律第二一號)、義務教育
 國庫負擔法(法律第二二號)、現役小學校
 教員俸給費國庫負擔法中改正(法律第二
 三號)公布

第六次(三月二十八日)英佛最高軍事
 會議で兩國政府は左の諸點において意見
 の一致を見た。

一、英佛兩國政府は今次の戰爭中相互
 の合意によらざる外は單獨に休戰又
 は講和條約に關し交渉をなし又はこ
 れが締結を企圖せざることを相互に
 約諾す。

一、英佛兩國政府は兩國の安全に關す
 る效果的且つ永續的保障を確保する
 に必要なる諸條件に關し完全なる意
 見の一致を見るまでは如何なる講和
 條件に關しても討議を企圖せざること
 とを約諾す。

一、兩國政府は講和締結後と雖もあら
 ゆる分野に於て協同動作を維持せん

三月二十九日

ことを企圖する右の如き協力は兩國
 の安全を保障しかつ他國の援助の下
 に人民の自由確保、法の尊重、歐洲
 平和の維持を確保すべき國際秩序を
 再建するに必要な限り持續される
 であらう。

二十八日朝來晴天の内地中部を吹き捲
 かつた北の強風は風速十四メートルから
 十六メートルに達したが、この烈風中に
 各地で火災頻々、茨城縣多賀郡高岡村内
 の國有林から發火した大山火事を始め同
 縣内に三ヶ所、山梨縣で七ヶ所、長野縣
 福島縣でも火焰が猛威を揮ひつゝある。

昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ
 ル爲公債追加發行ニ關スル件(法律第六
 八號)、支那事變ニ關スル一時賜金トシ
 テ交付スル爲公債發行ニ關スル件(法律
 第六九號)、臨時資金調整法中改正(法律
 第七〇號)、損害保險國營再保險法(法律
 第七一號)、損害保險國營再保險特別會

計法(法律第七二號)、木炭需給調節特別會計法(法律第七三號)、職業紹介法中改正(法律第七四號)、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加ノ件、昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加ノ件、領事裁判委員會官制(勅令第一一八號)、兵役法施行令中改正(勅令第一二八號)、國際電氣通信株式會社法施行令(勅令第一三三號)、兵役法施行規則(陸軍省令第七號)、電氣通信技術者資格檢定期(遞信省第一三三號)、所得稅法(法律第二四號)、法人稅法(法律第二五號)、特別稅法(法律第二六號)、配當利子特別稅法(法律第二七號)、外貨價特別稅法中改正(法律第二八號)、相續稅法中改正(法律第二九號)、建築稅法(法律第三〇號)、續稅法(法律第三一號)、臨時所得稅中改正(法律第三二號)、營業稅法(法律第三三號)、地租法中改正(法律第三四號)、酒稅法(法律第三五號)、清凉飲料稅中改正(法律第三六號)、砂糖消費稅法中改正(法律第三七

號)、織物消費稅法中改正(法律第三八號)、揮發油稅法中改正(法律第三九號)、物品稅法(法律第四〇號)、遊興飲食稅法(法律第四一號)、取引所稅法中改正(法律第四二號)、通行稅法(法律第四三號)、入場稅法(法律第四四號)、印紙稅法中改正(法律第四五號)、骨牌稅法中改正(法律第四六號)、狩獵法中改正(法律第四七號)、明治四十四年法律第四十五號中改正(法律第四八號)、大正九年法律第五十一號中改正(法律第四九號)、臨時租稅措置法中改正(法律第五四號)、所得稅法人稅内外差關係法(法律第五五號)、昭和十二年法律第九十四號中改正(法律第五六號)、アルコール製造事業等ニ對スル所得稅等免除規定改正(法律第五八號)、恩給金庫法中改正(法律第五九號)、地方稅法(法律第六〇號)、地方分與稅法(法律六一號)、府縣制中改正(法律第六二號)、市制中改正(法律第六三號)、町村制中改正(法律第六四號)、北海道會法

中改正(法律第六五號)、北海道地方費法中改正(法律第六六號)、地方分與稅分與金特別會計法(法律第六七號)、公布

三月三十日

神宮關係特別都市計畫法(法律第七五號) 都市計畫法中改正(法律第七六號)、物價對策審議會官制(勅令第二〇〇號)、價格形成委員會官制(勅令第二〇一號)、農產物等價格形成專門委員會官制(勅令第二〇二號)、陸軍航空工廠令(勅令第二〇七號)、陸軍兵器廠令(勅令第二〇九號)、陸軍製鐵廠令(勅令第二一一號)、恩給法施行令中改正(勅令第二三二號)、府縣制施行令中改正(勅令第二三三號)、市制町村制施行令中改正(勅令第二三四號)、義務教育費國庫負擔法施行令(勅令第二四〇號)、公布

帝國政府は南京に於ける支那新國民政府の還都宣言に呼應して三十日午後四時半左の政府聲明を中外に發表し、新政府と相提携して東亞新秩序の建設に邁進せ

んとする帝國の決意を闡明し列國が速かにこの東亞の新事態を確認することを力強く要望した。

帝國政府聲明

夫れ生命は不斷に發展し事象は時時に變化す。國際の秩序亦これに違ふ。

帝國は常にこの裡に在りて國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり。今や支那新中央政府樹立せられ、更生支那の建設その緒に就く。帝國政府はその成立を慶賀すると共に、其發展に對しては這次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす。帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を確認し速かに東亞の平和建設に寄與せん事を期待す。帝國が支那に冀求する所は支那が克く道義に立脚して眞に其の獨立と自由とを完成し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、其の興隆を共にせんことに存す。帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せん

が爲、特に支那資源の開發利用に關聯し特殊の關心と要求とを有するは固より其の所たり。然れども帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては敢て之を排除せざるのみならず、進んでは是等諸邦と協力し俱に國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國がその作戦繼續中の異常事態にも拘らず多大の不便を忍び列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實にこゝに存す。更生新支那亦その方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり。茲に更生新支那の發足を見る東亞の情勢將に一轉機を劃せんとす。帝國は殘存容共抗日勢力にして迷夢猶醒めざる限り、之に對し斷じて矛を戟むることなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し、確固たる決意と不斷の用意とを以て之を克服突破し、依て以て聖戰目的の完遂を期すものなり。

南京に新國民政府が成立した事に關し米國ハル國務長官は「米國政府は南京の新政府承認を拒否し、蔣介石政權を依然支那政府として承認するものである」と聲明した。

逕信省では三十日午前十一時省内大臣室で我が民間航空界の功勞者たる左記六氏に對して航空獎勵規則による表彰を行ひ、その功績を稱へることになつた。被表彰者左の如し。

一、井上長一氏 大正十一年日本航空輸送研究所を創設、大阪徳島間に我が國最初の定期航空路を開始した。

二、安藤孝三氏 大正十一年安藤飛行機研究所を創設、昭和二年新宮、名古屋間の定期航空を開始して以來、新舞子、二見浦郡間、名古屋二見間の定期も經營人も知る我が國唯一のパイロット代議士である。

三、相羽有氏 昭和四年東京航空輸送社(後に東京航空株式會社と改名)及び

日本飛行學校を創設、東京―清水間、東京―下田間の定期を經營。

四、西村佐兵衛氏 昭和八年城崎松江間の定期、同九年日本海航空株式會社を開設、城崎―鳥取―松江間、城崎―大阪間の定期も經營す。

五、御原福平氏 大正十四年名古屋飛行學校を創設、既に我が航空界に九百二十三名（操縦二百六十九、機關六百五十四）の鳥人を送り出してゐる。

六、飯沼金太郎氏 昭和七年亞細亞航空機關研究所、同八年亞細亞航空學校、同機關學校を創設して専ら鳥人の養成に努めた。

三月三十一日

所得稅法施行規則（勅令第一三四號）、法人稅法施行規則（勅令第一三五號）、特別法人稅法施行規則（勅令第一三六號）、配當利子特別稅法施行規則（勅令第一三七號）、外貨債特別稅法施行規則（勅令第一三八號）、相續稅法施行規則中改正（勅令第

一三九號）、建築稅法施行規則（勅令第一四〇號）、鑛區稅法施行規則（勅令第一四一號）、臨時利得稅法施行規則中改正（勅令第一四二號）、營業稅法施行規則（勅令第一四三號）、地租法施行規則中改正（勅令第一四四號）、酒稅法施行規則（勅令第二四五號）、清涼飲料稅法施行中改正（勅令第一四六號）、砂糖消費稅法施行規則中改正（勂令第一四七號）、織物消費稅施行規則中改正（勂令第一四八號）、揮發油稅法施行規則中改正（勂令第一四九號）、物品稅法施行規則（勂令第一五〇號）、遊興飲食稅法施行規則（勂令第一五一號）、通行稅法施行規則（勂令第一五二號）、入場稅法施行規則（勂令第一五三號）、所得稅

法人稅内外地關涉法施行規則（勂令第一五八號）、工作機械製造事業法施行令中改正（勂令第一六六號）、輕金屬製造事業法施行令中改正（勂令第一六七號）、硫酸アンモニア増産及配給統制法施行令中改正（勂令第一六八號）、航空機製造事業法

施行令中改正（勂令第一六九號）公布

四月一日

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償金（法律第八六號）、中央金庫法中改正（法律第八八號）、裝蹄師法（法律第八九號）、府縣制施行規則中改正（内務省令第一一號）、市制町村制施行規則中改正（内務省令第一二號）、地方稅法施行規則（内務大藏兩省令第一號）、配當利子特別稅法施行細則（大藏省令第一一號）、通行稅法施行細則（大藏省令第一六號）、入場稅法施行細則（大藏省令第一七號）、臨時租稅措置法施行規則中改正（大藏省令第一九號）預金部普通地方資金融通規則中改正（大藏省令第三〇號）、臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件（農林省令第一九號）、日報無線電報規則 遞信省第一四號）、地方稅法第三十五條第一項ノ地方稅指定（内務大藏兩省告示第二號）、地方稅法第四十二條第一項ノ地方稅指定（内務大藏兩省告示第三號）、地方稅法第九十一號ノ地

方稅指定(内務大藏兩省告示第四號)、清

酒合成清酒、燒酎及味淋ノ販賣價格指定

(商工大藏兩省告示第一號)公布

新國民政府成立に當り支那に特派され

る阿部特命全權大使の親任式は一日午後

一時半宮中に於て米内首相待立の下に執

り行はせられた。

陸軍大將從二位勳一等 阿部 信行

任特命全權大使中華民國出張被仰付

特命全權大使陸軍大將從二位勳一等

阿部 信行

特に國務大臣の禮遇を賜ふ

阿部特命全權大使の隨員左の如く任命

せられた。

外務省關係

大使館參事官 日高信六郎

同 松本 俊一

大使館一等書記官 杉原 荒太

大使館三等書記官 齋水 重三

同 木村四郎七

同 石黒 四郎

海軍省關係

同 下田 武三

領事 中根 直介

興亞院關係

興亞院書記官(華北連絡部)

太田 一郎

同 矢野 征記

興亞院調査官(華中連絡部第三經濟局長)

安藤 明道

同 草鹿淺之介

同(華中連絡部)海軍中佐 桑原 重遠

同 陸軍主計中佐 岡田 西次

興亞院事務官 粟澤 一男

陸軍省關係

陸軍少將 影佐 禎昭

陸軍歩兵大佐 谷萩那華雄

同 川本芳太郎

陸軍砲兵省佐 晴氣 慶胤

陸軍歩兵少佐 石原 幸次

陸軍主計中佐 平井 豊一

陸軍主計少佐 大村 敏風

海軍少將 須賀彦次郎

海軍大佐 中村 勝平

海軍中佐 藤井 茂

海軍少佐 扇 一登

民間

正五位勳四等 犬養 健

字治田直義

中華民國派遣特命全權大使隨員被仰付

陸軍では昭和十五年度より同二十年度

に至る六ヶ年計畫を以て量、質ともに劃

期的に飛躍する軍備が遂行せらるること

となつたので左の七項目に互る軍編成上

の一大改正を行ふこととなつた。(一)陸

軍兵器本部の新設、(二)陸軍製絨所の新

設、(三)陸軍航空工廠の創設、(四)陸軍

航空廠の増強、(五)陸軍航空技術研究所

の擴張、(六)陸軍技師の優遇、(七)陸軍

齒科醫將校の創設。

參謀本部附陸軍中將 齋藤彌平太

補陸軍兵器本部長

陸軍中將 小項田勝造

補陸軍兵器本部次長

陸軍少將 伴 健雄

補陸軍兵器本部總務部長

同 長野祐一郎

補陸軍兵器本部企畫部長

同 長谷川治良

補陸軍兵器本部作業部長

同 吉田 嘉猷

補陸軍兵器本部補給部長

陸軍主計少將 前川 敬悅

補陸軍兵器本部會計部長

陸軍中將 木村 弘人

補大阪陸軍造兵廠長

陸軍少將 白倉司馬太

補名古屋陸軍造兵廠長

陸軍中將 渡邊 正夫

陸軍航空技術本部付被仰付

三月中旬より下旬に互る江南、江北に於ける掃蕩戰の綜合戰果左の如し。

江南 十五日我警備隊は宜興南方高橋鎮附近を掃蕩中左の戰果をあげ夕刻歸還せ

り。我れに損害なし。敵屍廿一、捕虜三、鹵獲品多數。

◇十五日風呂井少尉の指揮する綏靖隊は嘉興東北方十七キロ附近に潜入し來り

し新編三十師に屬する約三百の敵を攻撃し西方に潰走せしむ。敵屍十五、我が方損害なし。

◇十五、六兩日に互り崇明島、崇明西方地區掃蕩中の我警備隊及び綏靖隊は左の戰果をあげたり。敵屍二十、捕虜二十五、鹵獲品多數。

◇十六日我警備隊は包容北方約八キロ西岡村附近において敵匪團を三方面より包圍攻撃し東西北に潰走せしめたり。我が方損害なし。敵屍十五、捕虜四、鹵獲品多數。

◇二十二日片倉部隊の一部は隔湖南方新芳鎮附近において約四百の敵を攻撃し

同地一帯の敵陣地を徹底的に破壊し歸還せり。敵屍六十二、鹵獲品多數。

◇廿四、五兩日に互り上住、浮村、田村、

三澤各部隊は香口南方及び東方高地の陣地に據れる一四六師所屬の第一線陣

地を攻略し該線附近を占領揚子江岸進出の敵の企圖を挫折せしむ。敵屍三六

九、捕虜三十七、鹵獲品輕機五、迫撃砲二、小銃三十七、手榴彈四〇三、我が方損害戦死九。

◇二十五日我警備隊は蕪湖南方約三十キロ附近に蠢動中の五十二師に屬する敵を攻撃し歸還せり。我方損害なし。鹵獲品舟艇十一。

◇二十八日我部隊は香口東北方約六十キロ附近に於て約三百の敵を攻撃し潰走せしむ。敵屍十五。

◇三十日森中部隊は李港口において約百新庄において約三百の敵を撃破し三十

一日歸還せり。敵屍三十五。江北 二十日芳村部隊は有力なる綏靖隊との密接なる協力により港河常家墳附近を蠢動中の遊撃匪を掃蕩〇〇に歸還せり。敵屍二十三、捕虜四。

◇二十日〇〇警備隊は六合東南方約十三キロ附近において約七百の敵と交戦し夕刻これを南方及び東北方に潰走せしめた。敵屍三十一。

◇二十一〇〇警備隊は高野南方十餘キロ大河田附近において約二百の敵を攻撃し、敵陣地を徹底的に剽滅し〇〇に歸還せり。敵屍十五、我が方損害なし。

四月二日

要塞地帯法中改正(法律第九〇號)、宇品港域軍事取締法中改正(法律第九一號)、獸醫師法案の臨時特例ニ關スル法律(法律第九二號)、家畜傳染病豫防法中改正(法律第九三號)、牧野法中改正(法律第九四號)、輸出毛織物取締法(法律第九五號)、有機合成事業法(法律第九六號)、商業組合法中改正法(律第九七號)公布
我が精銳小泉部隊〇〇名は卅一日夜半突如浙江省北部の双林鎮を奇襲、敵六十二師の一部に徹底的打撃を與へこれを潰走せしめた。戦果左の如し。

敵遺棄死體八六(内將校二)、肉獲品小銃六、同彈藥三〇〇、手榴彈四〇、その他多數。

新中央政府の成立は如何に支那國共兩軍隊中に衝動を與へてゐるかは最近敵前線部隊より大量の投降者が續出してゐることによつても窺はれる。即ち去る十八日より三十日に互る山西前線の歸順者數は將校廿七、下士官三十五、兵八百三十五、その他工作員等二百五十八に達し、更に三十一日には冀城西北地區にあつた敵第十五軍遊撃隊團長以下千三百(内將校十二)の歸順式が行はれ、同日馬庄でも營長以下五十一名(内將校四)が歸順する等歸順者の續出に忙殺されてゐる有様である。

商工省は價格形成中央委員會委員の銜を進めてゐたが二日左の如く内定を見たので五日正式發令することゝなつた。

委員

企畫院次長 植村甲午郎

對滿事務局次長 荒川 昌二

興亞院部長 日高信六郎

内務次官 大達 茂雄

大藏次官 大野 龍太

陸軍次官 阿南 惟幾

海軍次官 住山徳太郎

司法次官 三宅正太郎

農林次官 荷見 安

商工次官 岸 信介

物價局次長 新倉 利廣

逓信次官 大和田梯二

鐵道次官 喜安徳次郎

拓務次官 田中 武雄

厚生次官 岡田 文秀

日本商工會議所會頭 八田 嘉明

東大教授 東畑 精一

民政黨代議士 増田 義一

大阪商工會議所會頭 安宅 彌吉

日本ペイント社長 小畑源之助

産組中央會々頭伯爵 有馬 頼寧

貴族院議員伯爵 酒井 忠正

産組副會頭 佐藤 寛次
日本米穀會社理事專長 松村眞一郎

日鐵社長 中松 眞郷

日銀副總裁 津島 壽一

商業組合中央會頭 鶴見左吉雄

前商工次官 村瀨 直養

日本水産專務 井野 碩哉

中島派 木暮武太夫

社大 河上丈太郎

貴族院議員 田澤 義鋪

昭和石炭會長 松本健次郎

全講聯、全販會頭 千石與太郎

日本鋼管社長 白石元治郎

東洋經濟編輯長 石橋 湛山

ダイヤモンド社長 石山 賢吉

豐田紡織社長 豐田利三郎

高橋經濟研究所長 高橋 龜吉

王子製紙社長 高島菊次郎

古河電工社長 中川 末吉

東京實聯會長 中野金次郎

消費者代表 山田 わか

三菱信託會長 山室 宗文

日糖聯理事專長 藤山愛一郎

中外商業編輯長 小汀 利得

名古屋商工會頭 青木鎌太郎

三越專務 北田内藏司

三菱重工會會長 斯波孝四郎

東洋紡副社長 關 桂三

臨時委員

(農林政務次官) 岡田喜久治 (商工政

務次官) 加藤鑠五郎 (貴族院議員) 湯

澤三千男 (物價協力會議常任委員) 青

木得三 (久原派) 砂田重政 (民政) 宮

澤胤男 (帝農副會長) 山脇延吉 (醫者)

吉岡彌生 (東洋レヨン社長) 幸島淺

彦 (栗本鐵工所社長) 栗本勇之助 (北

海道酪聯理事專) 黑澤西藏 (日本女子

大講師) 高知富子 (服部商店社長) 三

輪常郎 (三井鑛山染科部長) 荏原和作

英國内閣はチャーチル海相を最高國防

大臣に任じ其機構の大改革を行ふた。

駐日英國大使クレイギー氏の日英協會

に於ての演説は報日に過ぐるものとして
議會の問題となつた。

四月四日

農産物検査法(法律第九八號)、農會法

中改正(法律第九九號)、海軍技術研究所

令中改正(勅令第二四三號)、海軍航空技

術廠令中改正(勅令第二四四號)、海軍工

廠令中改正(勅令第二四五號)、海軍燃料

廠令中改正(勅令第二四六號)、海軍火藥

廠令中改正(勅令第二四七號)公布

山東、河南省境荷澤西方東明附近にあ

つて蠢動を續けてゐた鹿鐘麟部下丁樹本

匪に對し我が山口部隊は四月一日を期し

て突部果敢なる大討伐を開始した。敵遺

棄屍體四百、鹵獲品小銃四百三十二の摺

書を與へ、更に同日午後三時山口部隊主

力は東明南方十五キロ地點に於て丁匪の

二千を擊破、敵遺死體四百九十八、鹵獲

品小銃四百五十一、拳銃三十の多大なる

戰果を収めて之を潰滅に瀕せしめた。又

來島部隊はこれと呼應して二日沙岡集方

面に於て同匪一千を攻撃之を四散せしめた。敵遺棄屍體百八十五、鹵獲品重機三、チニコ機銃四、小銃四百二十八、輕機八、拳銃十八、小銃彈一萬四千七百。尙各部隊共に相次で三日夜東明縣に入城した。

四月五日

山東省西部河北省南部省境地區に突如新討伐戰を展開した。この戰鬪において敵の遺棄死體七十、鹵獲小銃五十一、同彈藥一千。又沙河同集において敵は遺棄死體百三十五、重機三、小銃三百七十八、拳銃四、小銃彈一萬四千七百五十八、馬十頭を遺棄して潰亂。

蘇北地區の三月中における綜合戰果左の如し。

▲交戰敵兵力 二四、一五四 ▲敵遺棄死體一、〇六二 ▲捕虜七八 ▲鹵獲品小銃四六二、同彈藥九、〇七四、重機二、輕機二、手榴彈四〇四、その他被服、馬匹多數。

江蘇省揚山東南方約二十四キロの山城

巢附近に於て激戰數時間の後遂に潰滅的大打撃を與へた。

敵の遺棄死體三百四十五、捕虜十二、鹵獲小銃五十三、輕機三、自動小銃三、マシン三、自動車二十四、馬十五。

四月六日

日本輸出農産物株式會社法(法律第一〇〇號)、日本肥料株式會社法(法律第一〇一號)、鑛業法中改正(法律第一〇二號)、砂鑛法中改正(法律第一〇三號)、石炭配給統制法(法律第一〇四號)、國民體力法(法律第一〇五號)、昭和十五年臨時勞働及技術統計實地調査會(勅令第二五四號)「五日發令」、同上施行規則(閣令第四號)同上施行細則(內閣訓令第一號)、同上訓令第三條第六項ノ規定ニ依リ學歷並ニ資格ニ關スル試験及檢定指定(內閣告示第二號)、醫藥品ノ販賣價格規定(商工省厚生省告示第四號)公布
新支那中央政府誕生の慶祝に赴く特命全權大使阿部信行大將の壯行國民大會は

六日午後一時から日比谷公園廣場で各大臣、樞密顧問官、內閣參議はじめ參加者實に十萬、一億國民の祝意を擔つて友邦に使ひする阿部大將を送るに相應しい舉國的感激の裡に行はれた。

支那國民政府では南京還都以後において重慶が外國と締結せる一切の條約は全部無效としこの旨を外交部から駐支外國大使を通じて各國に通告することとし六日國民政府令をもつて正式に公布した。

全國總務部長會議は六日午前九時より本省第一會議室に於て開會、兒玉內相の訓示後三好財政課長より地方稅制改正關係八法令の概要を説明し、續いて左の諸事項に關し協議を行ひ、各總務部長より地方財政の實情を述べて新稅制實施に關する本省の本針を質し午後四時散會した
重慶來電によれば蘆溝橋事件當時第二十九軍長として日支事變を勃發せしめた敵將宋哲元は五日午後病氣のため四川の奧地綿陽において死去した。享年五十六

四月八日

陸海軍總動員試験研究會施行規則(陸海
兩省令第一號)、伸銅品ノ販賣價格(商工
省告示第一四六號)、乾海(吾青海苔ヲ除
ク)及燥海苔ノ販賣價格(商工省告示第一
四七號)、軍手販賣價格改正(商工省告示
第一四八號)、板紙ノ販賣價格(商工省告
示第一四九號)公布

ニユーヨーク、タイムズ紙コペンヘ
ゲン特電に依ればドイツ軍隊は九日午前
五時(日本時間九日午後一時)デンマー
ク國境を突破デンマークに進入した、尙
三隻のドイツ巡洋艦はデンマークのフェ
ーネン島西北端のミツデルファルト港に
陸戦隊を揚陸し、附近一帯を占領した。
尙首都コペンハーゲンは九日朝ドイツ軍
に占領されたと。

英國海軍はノルウェー領海に機雷敷設
を終るや引續き八日以来迅速に行動を開
始した。

昭和十五年四月八日午後一時十五分頃

時局日誌

陸軍機爆撃訓練中静岡縣濱名郡小野口村

宇新田西北端に爆彈落下し死者五名重輕
傷者六名を出し家畜、家屋等に被害を與
へたるを以て直に所要の應急處置を採る
と共にこれが善後處理に遺憾なきを期し
つゝあり。

四月九日

自動車交通事業法中改正(法律第一〇
六號)、郵便官廳ニ於ケル各廳入金及武出
金取扱規則中改正(逓信省令第一六號)、
郵便貯金規則中改正(逓信省令第一七號)
國債募集、賣出、買上及元利金支拂郵便
振替貯金特別、取扱規則中改正(逓信省
令第一九號)公布
國民使節左の八氏に決定す

△貴衆兩院代表

隨員

貴族院議長 松平 頼壽
衆議院議長 小山 松壽

貴族院書記官長 瀨古 保次

衆議院書記官長 大木 操

△實業界代表

日商會頭 八田 嘉明

東洋紡績社長 庄司 乙吉

△對支團體代表

東洋協會副會長 永田秀次郎

隨員

東亞同文會理事 一宮房治郎

同仁會副會長 宮川 米次

大亞細亞協會理事 中谷 武世

大日本青年團理事 栗原美能留

△新聞界代表

中外商業社長 田中 郁吉

同盟通信社々長 古野伴之助

△雜誌界代表

菊池 寛

英佛兩國政府は八日朝共同宣言を發表
し今後ノルウェー領海を通じての戰時禁
制品輸送を阻止する爲同國領海三ヶ所に
機雷を敷設した旨次の如く發表した。

一、兩國政府はドイツがノルウェーより
原料資源を獲得し又はドイツ船舶のノル

ウエー領海通過を許容するが如き一切の行爲を防遏するため必要なる手段を採る凡ゆる權利を留保する。

一、英佛兩國政府は戰時禁制品を輸送する場合はドイツ船のノルウエー領海航行を阻止する。

一、スタットランドとウエスト・フイヨルド及びブツド附近に到るノルウエー領海地區に機雷を敷設する故に右地區を航行する船舶は自己の危險に於て爲す可し一、但し機雷を敷設するものノルウエー汽船が自國港灣に出入するを妨げず、且つノルウエー汽船及びその他の船舶が不注意に機雷敷設海域に接近するのを阻止するため英佛軍艦は機雷敷設後四十八時間以右内に地區を哨戒す可し。

ベルリン放送局の短波放送によれば獨政府はデンマーク、ノルウエー兩國占領を左の如く發表した。

デンマーク、ノルウエー兩國は遂にドイツの保護下に置かれた、ノルウエー兩海

岸の凡ゆる重要據點は獨軍の占領下に歸したが、これはスカゲラツク全海峡が今後英國の攻撃より免れること、全ノルウエー領がドイツの保護下に歸したことを意味する。

オスロ駐米國公使館より國務省に達した報告によればノルウエー國王ハーコン七世の御一族は九日ノルウエー政府と共に假首都ハマルに向け避難された。

九日午後ロンドンに情報によればノルウエー西海岸の要衝クリスリアンザンドは目下ドイツ空軍の猛爆を受けつゝあり同方面の戦闘は正午なほ猛烈に續行されてゐると傳へられる。ノルウエーは九日ドイツに對し宣戰を布告して政府は首都オスロを放棄しハマルに移轉した。

地方長官の大異動を中心とする内務、厚生、拓務三省の勅任級交流人事は關係各省間で銓衝中であつたが、九日左の如く發表せられた。

神奈川縣知事 飯沼 一省

神社局長

香川縣知事 藤岡 長敏

計畫局長

長崎縣知事 川西 實三

京都府知事

神奈川縣知事

計畫局長 松村 光磨

長崎縣知事

滋賀縣知事 平 敏孝

新潟縣知事

拓務省拓務局長 安井誠一郎

臺灣總督府内務局長

山縣 三郎

栃木縣知事

東京府總務部長 宮村才一郎

奈良縣知事

神社局長 中野與吉郎

三重縣知事

福岡縣知事 兒玉 九一

愛知縣知事

北海道土木部長 近藤環太郎

滋賀縣知事

厚生省衛生局長 林 信夫

宮城縣知事

静岡縣總務部長 山内 義文

岩手縣知事

兵庫縣總務部長 江邊 清夫

鳥根縣知事

東京府經濟部長 永安 百治

香川縣知事

前警保局長 本間 精

福岡縣知事

大阪府學務部長 眞崎 長年

佐賀縣知事

岩手縣知事 雪澤千代治

熊本縣知事

地方局振興課長 今松 治郎

北海道土木部長

熊本縣知事 近藤 駿介

南洋廳長官

三重縣知事 小河 正義

樺太廳長官

鳥根縣知事 森部 隆

拓務省拓務局長

奈良縣知事 三島 誠也

軍事保護院副總裁

佐賀縣知事 加藤於菟丸

厚生省衛生局長

厚生省會計課長 川村 秀文

保險院總務局長

內務省地方局監査課長 生悅住求馬

厚生省會計課長

保險院總務局長 佐藤 基

法制局參事官

京都府知事 赤松 小寅

愛知縣知事 田中廣太郎

宮城縣知事 清水 良策

新潟縣知事 君島 清吉

栃木縣知事 足立 收

南洋廳長官 北島謙次郎

樺太廳長官 棟居 俊一

四月十日

郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金

ノ繰替拂ヲ取扱ヘシムル件ニ關スル規則
中改正

特命全權大使 堀田 正昭

正三位勳二等 青木 一男

中華民國派遣特命全權大使顧問被仰付

中華民國派遣特命全權 青木 一男
大使顧問三位勳二等

特に親任官の待遇を賜ふ

チエンパレン首相は十日下院に於てナル
ヴィク沖の對獨海戦につき次の如く發

表した、十日拂曉我が驅逐艦五隻はノル
ウェー、ナルヴィク附近に於て敵驅逐艦

ハンター號は沈没し、ハーディー號は坐
礁しホスタイル、ホットスパー兩號は損

傷を受け、ハヴオツク號並に他の一隻の
み完全である、これに對し敵驅逐艦一隻

は水雷命中の結果沈没したものと信ぜら
れ他の三隻もまた損傷を蒙り、なほ浮揚

しつゝあるが炎上中である、而して我が
艦隊は退去の際獨揚揚陸部隊の補給彈藥

を運搬中と信ぜられる。敵御用船レーヴ
ンスフイーノド號に遭遇しこれを爆破沈

本省に關係あるは左の如し

没せしめた、その他六隻の敵商船團は同様武器運搬に従事中撃沈せられた、我方の戦死者は多分三百名に上るものと思はれる。

ドイツ海軍の甲級巡洋艦ブリュッヘル號(一〇、〇〇〇トン)及び乙級巡洋艦カールスルーエ號(六、〇〇〇トン)はノルウエー作戦に従事中沈没した。

ドイツ軍のデンマーク占領ノルウエー侵入によつて膠着状態を續けてゐた戦局が果然北歐に及び更に東南歐の情勢も緊迫を告げてゐる情報を反映してか最近に於ける英國の極東政策殊に對日外交は頗る微妙な動きを見せて來たので十三日午後三時横濱出帆の淺間丸で渡米することに決定してゐたクレギー駐日大使は、急に豫定を變更して、渡米を無期延期することになつた。

地方長官の大異動に伴ふ各部長級の異動が發令せられた、動いた人々は本省地方を通して七十餘名に及んで居るが内務

大臣官房文書課長	古井 喜實
文書課長	石井 政一
神社局總務課長	島田 昌福
大阪府警察部長	村田 五郎
地方局監査課長	田中 省吾
福岡縣總務部長	西廣 忠雄
地方局振興課長	齊藤 昇
愛知縣警察部長	赤羽 穰
土木局道路課長	福本 柳一
静岡縣警察部長	中村 四郎
計畫局防空課長	
滋賀縣警察部長	
地方局行政課長	
警保局圖書課長	
警保局經濟保安課長	
土木局道路課長	
警保局圖書課長	
神社局總務課長	
東京府總務部長	

「公論」文化直言の一節に「廟堂に於て、征韓論が勝を占め療とした時に、大久保利通の執つた態度即ち自分は政府の方針には、絶對反對であるが、然し廟議がかく決定した以上は己むを得ない、自分は今更國事を抛擲することはお出来ないから一兵卒となつても、國家の爲に協力したいと。

○ 征韓論が破れた時に、西郷隆盛の執つたのは、夫に對立する他の態度である。

即ち、彼は一切を放擲して、故山に歸臥してしまつた。そして後には兵を起して力づくにでも政府の方針を燬めようとした血氣の青年たちにひきずられざるを得なかつた。